

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会

理事長 安西 祐一郎

平成25年度科学研究費補助金「調整金」利用の具体的手続き等について

平成25年2月13日付け文部科学省研究振興局学術研究助成課事務連絡「平成25年度科学研究費助成事業に関する制度改革について」において通知のとおり、平成25年度科学研究費補助金（以下「補助金」という）に「調整金」の枠を設け、補助金の「前倒し使用」や「次年度使用」を可能にする制度改革が行われました。

については、平成24年度科学研究費補助金における「次年度使用」申請に係る手続きや様式等について、下記のとおり定めますので、申請の際には必要な手続きを行っていただきますようお願いします。

記

**I. 「次年度使用」について**

国の会計年度は単年度であるため、研究費（補助金）の未使用額について次年度に持ち越して使用する場合には、繰越制度を利用することが前提となります。ただし、繰越制度の対象とならない、「①繰越制度の要件に合致せず繰越制度を利用できない場合」及び「②繰越申請期限を過ぎた後に繰越事由が発生した場合」について、次年度に持ち越して使用することを希望する場合には、「次年度使用」の申請をしていただき、「調整金」から、平成24年度の未使用額の9割相当の額を上限として平成25年度交付予定の研究費に加えて交付することとします。

なお、平成24年度の未使用額は、実績報告書において未使用額として計上し、額の確定後に国庫に返納する必要があります。

「次年度使用」の申請に係る詳細な手続きは別紙のとおりとなりますので、「次年度使用」の希望がある場合には研究機関において、「次年度使用」の申請が可能であるかどうか確認を行ってください。

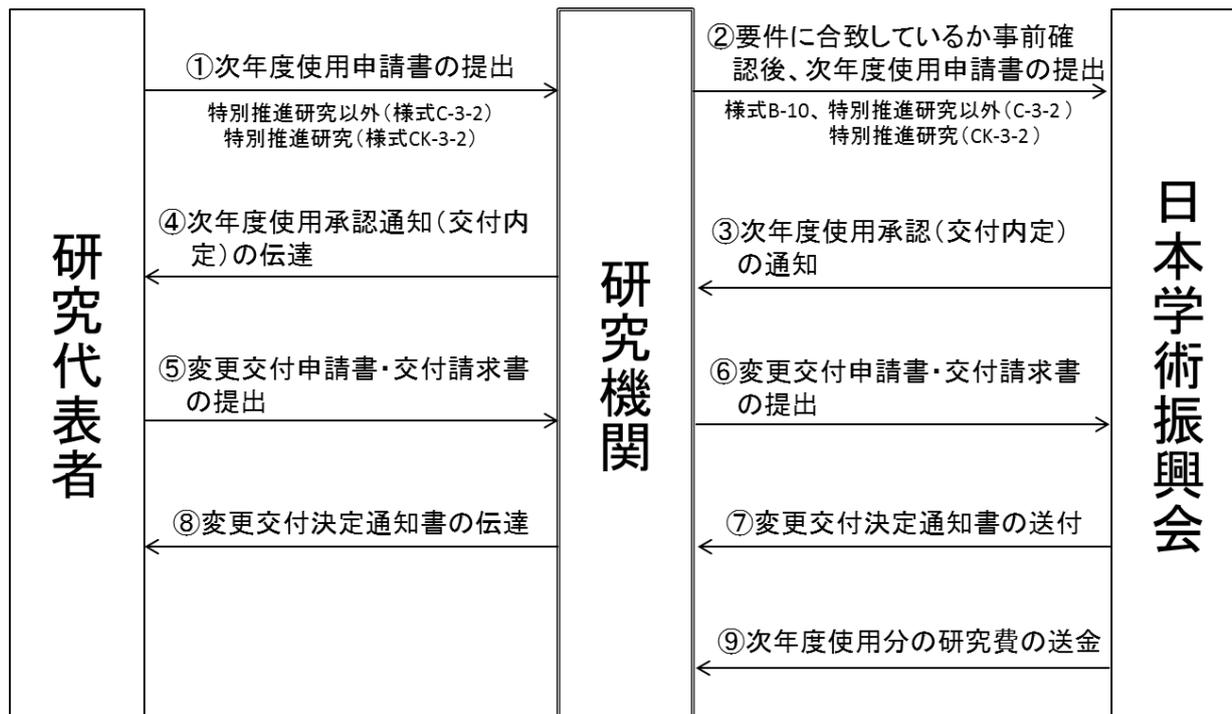
(1) 次年度使用の申請に必要な書類

申請書類	作成者
科学研究費助成事業（科学研究費補助金）次年度使用申請書の提出について（様式B-10）	研究機関

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）次年度使用申請書 （様式C-3-2又は様式CK-3-2）	研究代表者
--	-------

- ※1 特別推進研究以外の研究種目は様式C-3-2を、特別推進研究は様式CK-3-2を使用してください。
- ※2 様式及び作成上の注意等については、日本学術振興会ホームページからダウンロードして作成してください。（<http://www.isps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）

○「次年度使用」の事務の流れ図



(2) 次年度使用申請書の提出期限・スケジュール等

研究機関において科学研究費助成事業（科学研究費補助金）次年度使用申請書を取りまとめ、平成25年6月14日（金）（必着）までに日本学術振興会に提出してください。

日本学術振興会において、前年度の補助事業の額の確定及び未使用額の返還、次年度使用申請書の内容を確認する作業が必要となるため、9月頃に次年度使用承認（交付内定）通知を行う予定です。

(3) 次年度使用に係る留意事項

- ① 誠実に補助事業を遂行しなかった結果、年度内に執行できなかったことが明らかである場合には、「次年度使用」は認められません。
- ② 「次年度使用」により研究期間を延長することはできないため、研究期間最終年度の研究費の「次年度使用」は認められません。
- ③ 「次年度使用」を申請する際の未使用額が10万円未満となる場合は対象外とします。
- ④ 「次年度使用」は直接経費のみを対象とします。

- ⑤「調整金」を利用した「次年度使用」は、前年度に行う予定だった内容を次年度の事業として行うこととなります。そのため、年度をまたぐ発注・契約・納品等は行うことができません。

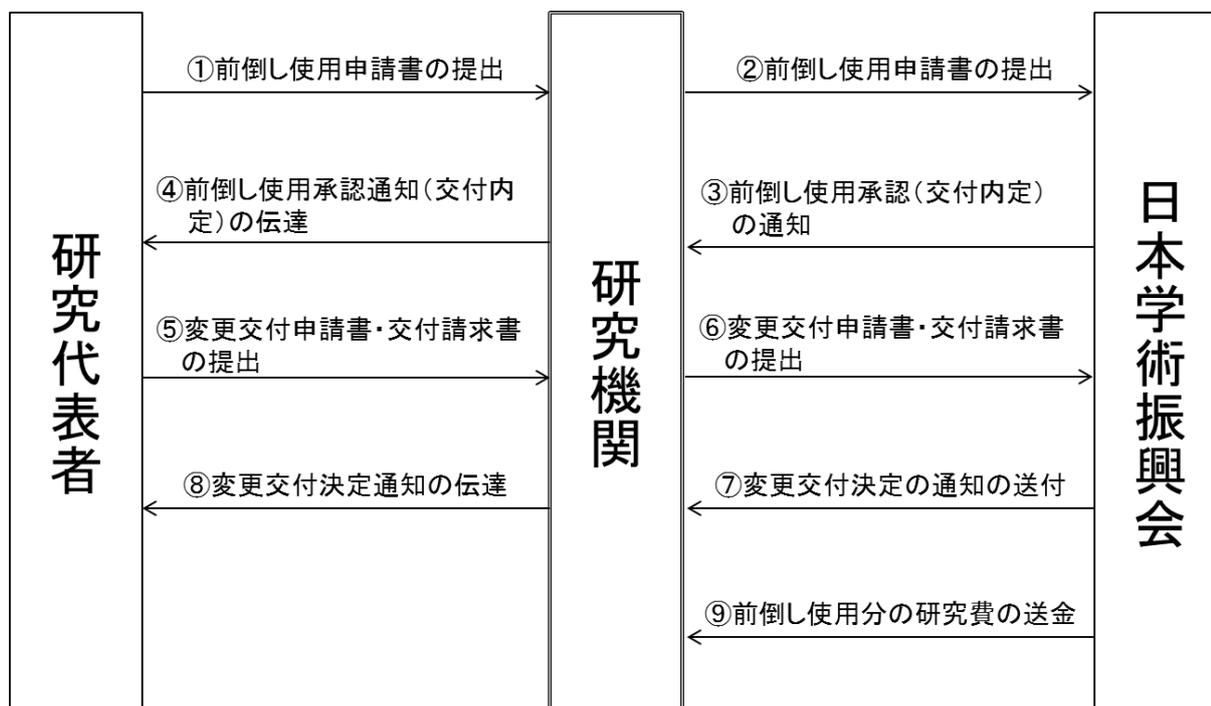
## II. 「前倒し使用」について

交付内定時に通知された研究期間全体の交付予定額の範囲内であれば、「調整金」を利用し、平成26年度以降に使用する予定であった研究費を前倒して平成25年度に使用することを可能にします。

なお、「前倒し使用」に係る申請書の提出期限は年2回（9月1日、12月1日）を予定しており、平成25年度「科研費ハンドブック（研究機関用）」（6月公表予定）等で具体的手続きや申請書の様式等についてお知らせする予定です。

なお、次年度以降の研究費をすべて「前倒し使用」の申請に計上することや研究期間の短縮は行うことができませんのでご注意ください。

### ○「前倒し使用」の事務の流れ図



## III. 留意事項

(1)「調整金」を利用可能な研究課題は、補助金のみを交付している以下の研究課題となります。

- 特別推進研究、新学術領域研究、基盤研究（S・A）、研究活動スタート支援の研究課題
- 平成22年度以前に採択された基盤研究（C）、挑戦的萌芽研究、若手研究（S・B）の研究課題
- 平成23年度以前に採択された基盤研究（B）、若手研究（A）の研究課題

※平成24年度が研究期間最終年度の研究費は「次年度使用」の対象外となります。

また、平成25年度が研究期間最終年度の研究費は「前倒し使用」の対象外となります。

- (2) 「調整金」を利用した「次年度使用」及び「前倒し使用」については、単年度の補助金予算の範囲内で運用するものであり、予算の状況により「次年度使用」の実際の配分予定額が希望額を下回る場合や、「前倒し使用」の申請を受け付けできない場合もありますので、ご了承ください。
- (3) 「次年度使用」や「前倒し使用」を申請した研究費の使用が可能となるのは承認日（内定日）以降となりますので、ご注意ください。

#### **IV. 問い合わせ先及び提出先**

〒102-0083 東京都千代田区麴町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究助成第一課企画調査係

TEL : 03-3263-1878、0946、4796、4702

FAX : 03-3263-9005